

## 令和7年度通学路危険箇所回答書【金光小学校・金光幼稚園】

番号	住所・番地	危険箇所	要望内容	回答
1	金光町占見	通学路 道路	児童の登下校の際、危険なので、通行する車両がスピードに注意するよう、「通学路」の看板を設置する。	現地を確認しました。付近の電柱に看板を設置します。（R7～R8年度中） 【金光総合支所】
2	金光町占見	一里塚付近	一部を除き道路の両側が側溝になっている部分が狭いため、側溝にふたをする等、歩道スペースを確保する。	現在開口部となっている区間について、水路の管理や用地の状況などから蓋掛けは困難と判断しました。 【建設課】
3	金光町占見	通学路 道路	一旦停止を守らない車両や速度超過で東西を行き来する車両が見られるので、「通学路」の看板を設置したり取り締まりをしたりする。北側からくる児童が車をやり過ごす場所がないので、側溝にふたをする。	現地を確認しました。付近の電柱に看板を設置します。（R7～R8年度中） 【金光総合支所】  水路の管理に支障をきたすことから、側溝への蓋の設置は行いません。 【建設課】  取締り担当係へ情報提供しました。 【警察】
4	金光町占見	通学路 道路	路面標示が消えかかっているため、視認できるように書き直す。	令和7年度中に路面表示の復旧を行いました。 【建設課】
5	金光町占見	通学路 道路	水田側に柵がなく危険なため、転落防止のための柵を設置する。	道路に一定の広さがあり、見通しもよく、道路と農地との高低差も比較的小さいことなどから、柵の設置は行いません。 【建設課】
6	金光町占見新田	金光小学校駐車場付近	歩道から深さ約50cmのところに用水路があり児童が転落する恐れがある。転落防止用に縦柵等を設置し、境界に白線を引く。定期的に除草作業をする。	道路に一定の広さがあり、見通しもよく、道路と農地との高低差も比較的小さいことなどから、柵の設置は行いません。また、除草は土地所有者である小学校にて対応をお願いします。 【井笠維持補修課】
7	金光町占見新田	JA金光支店～観音橋	側溝の蓋のスリットが数カ所大きく開いており、児童が転倒する恐れがある。側溝の蓋を取り換えるか、スリットをふさぐよう、カバーや詰め物をする。	令和7年度に側溝の隙間が大きい箇所について、カバーにより隙間を埋めました。 【井笠維持補修課】
8	金光町占見新田	JA金光支店～観音橋	縁石が大きく途切れている箇所があるので、安全のため、縁石を設置する。	現在、家を新築中で、出入り口もあることから、地権者と協議のうえ、対応を検討して参ります。 【井笠維持補修課】

9	金光町占見新田	コスモス金光店北西角	店舗北西部の用水路部分に柵等の設置がなく、児童が転落する恐れがあるため、縦柵を増設し定期的に除草作業をする。また、「用水路注意」の看板か路面標示をする。	柵などの設置について、道路の構造上、設置は困難と判断しました。令和8年度中に視線誘導標の設置を行います。 【建設課】  現地を確認し、除草作業済みです。路肩がわかりにくい、道路の見通しが悪いなど通行に支障が生じないように適宜対応します。 【建設業務課】
10	金光町占見新田	コスモス金光店前	用水路の水門部分は柵が未設置。一部チェーンも未設置となっており、児童が転落する恐れがあるため、縦柵の追加設置または、チェーンの増設をする。	令和8年度に開口部へチェーンの設置を行います。 【建設課】
11	金光町占見	通学路道路	道幅の狭い道路を減速せずに往来する車両が多く危険なため、「徐行」、「通学路」等の看板を設置する。また県道60号への出口に「一時停止」の路面標示をする。	現地を確認しました。付近の電柱に看板を設置します。(R7~R8年度中) 【金光総合支所】  狭路であり、標識の建柱位置などから設置は困難です。 【警察】
12	金光町占見	旧鴨方往来	恒常的に路上駐車があり児童や車両の通行の妨げになっているので、防止するための看板を設置する。	路上駐車されている時に、その都度通報してください。警察官を向かわせませす。 【警察】
13	金光町占見	旧鴨方往来四つ角・卵自動販売機付近四つ角	一時停止しない車両があり危険である。横断歩道や停止線が消えかかっているため、視認できるように描き直す。	取締り担当係へ情報提供しました。来年度以降、横断歩道等道路標示の補修を検討します。 【警察】
14		御影橋南詰~小田橋南詰	注意喚起の看板は設置されているが、速度超過の車両が通行するため、児童が横断する際は十二分に注意を払っている。定期的に取り締まりをしてほしい。	取締り担当係へ情報提供しました。 【警察】
15		御影橋北詰(歩行者自転車専用陸橋南詰)	以前は植え込みがあり児童が線路側へ転落するのを防ぐ役割をしていた。植え込みがなくなり雑草が生い茂っているため境目が分かりにくく、転落する危険があるので、転落防止のための柵を設置する。	令和8年度に転落防止柵の設置を行います。 【建設課】
16	金光町占見新田	通学路道路	水路が道路の下をくぐる箇所に柵がなく児童が転落する恐れがあるため、防止策を設置する。	令和7年度に転落防止柵の設置を行いました。 【建設課】